



## ～ 11月は、「児童虐待防止月間」です ～

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。（平成16年度から実施）

### ◇ 子どもがもっている4つの権利 ◇

たたかれない ひどいことを 言われたくない	元気に・健康に 毎日を過ごして 成長する	保護者から 育てられる 守ってもらえる	自分の意見を言う 話を聞いて もらえる
-----------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------

### ◇ 「しつけ」と「体罰」の違いって？ ◇

体罰が許されないものであると法定化されました。子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

#### 「しつけ」とは…？

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

#### 「体罰」とは…？

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。



※ 体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があります。

### ◇ どんなことが「虐待」になるの？ ◇

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

※ 裏面もあります。ご覧ください。

◇ イライラせずに、子どもに寄り添うために ◇

体罰等はよくないと分かっているにもかかわらず、いろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられる時があります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も一緒です。

1 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。



2 「言うことを聞かない」にもいろいろあります。

保護者の気を引きたい、子どもなりの考えがある、言われていることが理解できない、体調が悪い、など様々な理由があります。「イヤだ」と思うのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体は悪いことではありません。

3 肯定文でわかりやすく、時には一緒にお手本に。

子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行うことで、やり方を示したり教えたりすることもできます。

4 良いこと、できていることを具体的に誉めましょう。

子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。子どもの態度や行動を褒めるときは、何が良いのかを具体的に褒めると、子どもにより伝わりやすくなります。



迷うことがあったら、一人で抱えず、  
周りの人に相談してください。  
色々な相談窓口があります！

参考:厚生労働省 HP

スクールカウンセラーの来校日

令和5年11月21日(火) 9:00~12:45

面談の希望がありましたら、下記の申込書を封筒に入れて、

11月20日(月)までに学級担任へご提出ください。

児童の皆さんの相談もOK!  
お話したいことがあったら、  
気軽に声をかけてください♪

※ 次回の来校日は、令和6年1月23日(火) 13:30~17:30 です。

----- 申 し 込 み 用 紙 -----

スクールカウンセラー相談申込書

児童名(      年      )  
相談者名(      )  
ご希望の時間帯      :      時      分頃

相談内容を差し支えない範囲で簡単にお書きください。

\* 相談の時間が決定しましたら、ご連絡いたします。